

黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場

利用者募集要項

令和3年2月

黒潮町役場 海洋森林課

黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例(平成18年3月20日条例第163号。以下「条例」という。) 第4条の規定に基づき、「黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場」(以下「当該施設」という。)の管理運営を利用者に行わせるため、下記のとおり利用者を募集いたします。

記

1. 募集を行う施設の概要

(1) 名称・所在地など

- ・名称 黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場
- ・所在地 高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字長瀬23番地2
- ・施設の概要

敷地面積 2580.0m²

開設年月日 平成14年9月17日

構造規模 鉄骨造平屋建 総床面積863.04m²

①作業場 鉄骨造平屋建 床面積 639.90m²

②作業場増築分 鉄骨造平屋建 床面積 24.12m²

③ボイラー室 鉄骨造平屋建 床面積 9.0m²

④仕分場 鉄骨造平屋建 床面積 56.43m²

⑤倉庫1 鉄骨造平屋建 床面積 82.81m²

⑥倉庫2 鉄骨造平屋建 床面積 50.78m²

(2) 施設の設置目的

町の産業振興に資するとともに、住民生活の安定に寄与し、地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 利用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

ただし、天災・事故等及び町の施策に基づく新たな計画等が発生した場合はこの限りではありません。

3. 使用料及び管理費用

- ・利用者が町に支払う使用料は、基本的には、1箇月46,474円に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率

を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としています。

- ・利用者は、管理業務に必要な経費は、事業収入によって賄うものとし、町からの管理料は無償とします。

4. 申請資格

次の事項のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 法人、個人事業主、その他の団体(以下「団体等」という。)であること。但し、団体等は、NPO及びその他の任意の団体等、組織の形態は問いません。

(2) 黒潮町内に住所又は事業所を有する法人、個人事業主、団体等であること。

(3) 法人、個人事業主、団体等の代表者が、次の者に該当しないこと。

- ①法律行為を行う能力を有しない者。
- ②破産者で復権を有しない者。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により黒潮町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ④地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
- ⑤税金(国税、県町民税、法人税等)を滞納している者。
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者。
- ⑦黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成26年3月19日規則第4号)第2条第2項第5号に該当する者。

5. 応募にあたっての留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する本町職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届【別記様式第1号】を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本町が提示する設計図書等の著作権は、黒潮町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

(7) 申請者について

株式会社等においては、原則本社を申請者としてください。

6. 募集要項の配布等

(1) 配布場所

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 商工係

〒789-1795 黒潮町佐賀1092番地1

電話：0880-55-3115（直通）FAX：0880-55-3850

Eメール：10420040@town.kuroshio.lg.jp

(2) 配布期間

令和3年2月10日（水）から令和3年2月19日（金）まで

（午前8時30分～午後5時15分） *土曜日、日曜日、祝日は除く

募集要項については、黒潮町のホームページにも掲載します。

7. 提出書類

この要項により利用者の指定を受けようとする者は、受付期間内に次の書類を正本1部と写し1部を町長に提出してください。

なお、提出書類については、A4サイズとし返還しませんので、ご承知ください。

また、候補者とならなかった団体等の申請書を利用することはありません。

提出書類等に要する費用は、すべて申請団体等の負担とします。

- (1) 黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場利用許可申請書【別記様式第2号】（黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条関係）
- (2) 当該施設の事業計画書【別記様式第2-1号】
- (3) 管理に係る収支予算書【別記様式第2-2号】
- (4) 管理に係る収支計画書【別記様式第2-3号】
- (5) 当該団体の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）
- (6) 法人の定款（法人以外の団体にあつては会則等）
- (7) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月

以内に交付された代表者の印鑑証明

- (8) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (9) 最近期の法人税申告書の写し
- (10) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (11) 法人税等に係る納税証明書
- (12) 誓約書【別記様式第2-4号】
- (13) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記様式第2-5号】

8. 現地説明会

次のとおり申請予定者を対象とした現地説明会を開催しますので、必ず参加してください。

なお、不参加に伴う現地確認不足による発生費用については、全て申請者の負担とします。

(1) 日時：令和3年2月19日（金） 10時から

(2) 場所：黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場
（黒潮町拳ノ川字長瀬23番地2）

(3) 参加申込み

参加希望団体は現地説明会参加申込【別記様式第3号】に必要事項を記載し、令和3年2月17日（水）までに黒潮町役場海洋森林課商工係までお持ちいただくか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

9. 申請受付等

- (1) 受付場所 黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 商工係
（募集要項の配布場所と同じです。）
- (2) 受付期間 令和3年2月19日（金）～令和3年2月26日（金）まで
*土曜日、日曜日、祝日を除く
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出部数 正本1部、副本（コピー）1部を提出してください。
- (5) 提出期限以後の申請提出及び書類の変更、追加は認めません。

10. 利用者の選定基準など

(1) 選定基準

次の項目が主な基準となります。

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②当該施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③当該施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤その他町長等が別に定める事項

(2) 審査項目

次の項目に基づき審査を行います。

- ①管理運営を行うにあたっての経営方針
- ②安全安心面からの管理の具体策など特徴的な取組みについて
- ③当該施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理）
- ④当該施設の運営について（年間の自主事業計画等）
- ⑤個人情報の保護の措置について
- ⑥緊急時対策について（防犯、防災の対応）
- ⑦団体の理念について（団体の経営方針、利用者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）
- ⑧その他、当該施設固有の特殊事情について

1 1. 利用者の選定方法など

(1) 評価の方法

選定の基準及び評価項目に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類を総合的に評価します。なお、一定の評価に達した申請者がいない場合は、適格者なしとすることがあります。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は申請者全員に通知します。なお、この選定結果の通知後に利用者の候補者が辞退することは認めません。

1 2. 利用者の指定

(1) 指定の手続き等

①業務開始にあたっての準備

利用者は、町との協議のうえ、当該施設の管理運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、業務開始する準備を行ってください。なお、この準備に必要な費用は利用者の負担とします。

②業務細目等に関する協議

管理業務に係る細目的事項等について、町と利用者が協議します。

③協定の締結

町と利用者は、協議により決定した内容に基づいて協定を締結します。

(2) 指定の取り消し

利用者が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき、利用者による事業の履行が確実にないと認められるとき、又は著しく社会的信用を失う等により利用者としてふさわしくないと認められるときは、利用者の指定を取り消すことがあります。

(3) 次点団体等との協議

利用者の候補者が利用者に指定されないとき、利用者が指定を取り消されたときは、利用者の選定において次点であった団体等を利用者の候補として協議する場合があります。

1 3. 全体スケジュール

募集要項の公表及び配布	令和3年2月10日から令和3年2月19日まで
現地説明会の申込み期限	令和3年2月17日
現地説明会	令和3年2月19日
申請書類の受付	令和3年2月19日から令和3年2月26日まで
選定	令和3年3月中旬(予定)
選定結果の通知	令和3年3月中旬(予定)
利用者の指定	令和3年3月中旬(予定)
指定の通知	令和3年3月下旬(予定)
業務細目等に関する協議	令和3年3月下旬(予定)
協定の締結	令和3年3月下旬(予定)

【添付資料】

- ・黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例
- ・黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する規則

■問い合わせ

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 商工係

〒789-1795 黒潮町佐賀1092番地1

電話：0880-55-3115 (直通) FAX：0880-55-3850

Eメール：10420040@town.kuroshio.lg.jp

辞 退 届

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表
者印

令和 年 月 日付けで申請した、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の利用者指定申請については、都合により辞退します。

黒潮町長 様

黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場利用許可申請書

黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき利用者の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	申請者の名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	⑩	
主たる事務所の所在地	(〒 —)			
	電話		FAX	
黒潮町内の主たる事務所の所在地	(〒 —)			
	電話		FAX	

【添付書類】

- (1) 当該施設の事業計画書【別記第2-1号様式】
- (2) 施設利用に係る収支予算書【別記第2-2号様式】
- (3) 施設利用に係る収支計画書【別記第2-3号様式】
- (4) 当該団体等の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）
- (5) 法人の定款（法人以外の団体にあつては会則等）
- (6) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月

以内に交付された代表者の印鑑証明

- (7) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (8) 最近期の法人税申告書の写し
- (9) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (10) 法人税等に係る納税証明書
- (11) 誓約書【別記第 2-4 号様式】
- (12) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記第 2-5 号様式】

事業計画書

1. 法人等の概要

※法人等の業務内容の紹介

2. 基本方針等

(1) 利用者に応募した理由

(2) 施設の利用を行うに当たっての基本方針

※施設の設置目的をふまえて記載すること

3. 実施計画

(1) 施設の特性と課題をふまえた利用の考え方

(2) 施設の管理水準向上のための利用方策

(3) 施設等の維持管理業務

※施設や設備等の項目別の具体的な管理方法

(4) 地域や関係機関との連携

4. 管理運営体制

(1) 組織図

(2) 人員体制

※組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、職員分担及び職務内容を記載すること。

(3) 職員の雇用についての基本的な考え方

(4) 外部委託の考え方

※業務の一部を第三者に委託する場合の、その項目、予定金額、委託先選定方法等

5. その他

(1) 緊急時の体制及び対策・防災対策

(2) 個人情報の取扱い及び情報公開の考え方

(3) 環境への配慮

収支予算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

【収入の部】

単位：千円

区 分	金 額	具体的な積算
計		

【支出の部】

単位：千円

区 分	内 容	金 額	具体的な積算
1. 人 件 費	給 与		
	手 当 等		
	法定福利費		
	賃 金		
2. 管 理 費	光熱水費		
	修 繕 費		
	委 託 料		
	原材料費		
3. その他			
計			

※積算の根拠となる資料を添付してください。

収支計画書（令和 3 年度～令和 5 年度）

単位：千円

		区 分	金 額	備 考
令和 3 年度	収 入			
		計		
	支 出	人 件 費		
		管 理 費		
		計		
		経 営 収 支		

単位：千円

		区 分	金 額	備 考
令和 4 年度	収 入			
		計		
	支 出	人 件 費		
		管 理 費		
		計		
		経 営 収 支		

単位：千円

区 分		金 額	備 考	
令和5年度	収 入			
		計		
	支 出	人 件 費		
		管 理 費		
		計		
	経 営 収 支			

- 1) 収支計画書の期間は、年度ごとに4月1日から翌年の3月31日までの計画を作成してください。
- 2) 積算根拠となる資料を添付してください。
- 3) 指定管理業務と自主事業は別葉で区分してください。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者
事業所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表
者印

誓 約 書

黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の利用者指定申請を行うにあたり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 1 黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の利用者公募要項に示された応募資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、黒潮町が必要な場合には、高知県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が黒潮町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1 の (1) から (6) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

所在地

(ふりがな)

申請者の名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表
者印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

黒潮町海洋森林課長 様

申込者

事業所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

電話番号

代表
者印

下記のとおり、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の利用者募集に係る現地説明会の参加を申し込みます。

記

■参加者の役職・氏名

No.	役 職	名 前
1		
2		

<注意> 参加者は、1申請者につき2人までとしてください。